

中日住宅ローンⅢ(つなぎ資金)

(全国保証 保証付)

平成 28 年 10 月 3 日現在

商品名 (愛称)	中日住宅ローンⅢ
	つなぎ資金プラン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・当金庫が定める審査基準を満たされる方・全国保証(株)の保証を受けられる方・当金庫の会員となる資格のある方 <p>① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ③ 当金庫の地区内に事業所がある法人役員の方</p> <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます</p> <p>なお、会員となっていたかなくとも、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください</p>
勤続年数	・つなぎ対象となる各保証制度によります
お使いみち	・住宅の購入・新築および増改築等に必要な資金(建設の契約手付金・中間金・最終資金等)
ご融資金額	・10 万円以上 6,000 万円以内(1万円単位)
ご利用期間	・12 ヶ月以内
ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます
ご返済方法	・手形貸付による期日一括返済とさせていただきます
保証人	・全国保証(株)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は必要ございません
担保	・融資対象物件の敷地に対し、抵当権第1順位設定の登記留保いたします
保証料	・各回の「つなぎ融資金額×保証料率(年利 1.35%)×保証日数 ^{注1} ÷365 日 ^{注2} 」の合計金額 注1:各回のつなぎ融資実行日の翌日からつなぎ融資完済日までの日数 注2:うるう年においても一律 365 日で計算します
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置:本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部(9 時～17 時、電話:052-913-1153)にお申出ください・紛争解決措置:愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none">・お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます・審査の結果ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください・現在のご融資利率やご返済の試算につきましては、当金庫の本支店までお問い合わせください

中日信用金庫